

# 平成29年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ・ そ の 他 ）

No	7	府 省 庁 名 内閣府政策統括官（沖縄担当）
対象税目	<input type="checkbox"/> 個人住民税 <input type="checkbox"/> 法人住民税 <input type="checkbox"/> 事業税 <input type="checkbox"/> 不動産取得税 <input type="checkbox"/> 固定資産税 <input type="checkbox"/> 事業所税 その他（      ）	
要望 項目名	沖縄の離島における旅館業用建物等の課税の特例の延長	
要望内容 （概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 沖縄の離島地域において、個人又は法人が旅館業の用に供する設備を新設又は増設した場合に、税制上の特例措置の延長を講じる。</p> <p>・ 特例措置の内容 沖縄の離島地域において、上記の法人税及び所得税負担の軽減となる特例措置の延長が認められた場合、個人住民税、法人住民税（法人税割）及び事業税についても同様の効果を適用する（自動連動）。</p>	
〔 関係条文 〕	〔 地方税法第23条第1項第3号、同法第51条第2項、同法第72条第1項第3号、同法第72条の12第1号ハ、同法第72条の23第1項、同法第292条第1項第3号、同法第313条第2項 〕	
減収 見込額	[初年度]      -      (   0   )      [平年度]      -      (   0   ) [改正増減収額]      -      (           )      (単位：百万円)	
要望理由	<p>(1) 政策目的 離島における若者等の定住を促進し、地域の活性化を図るためには、産業を振興し、就業機会の確保と所得の向上を図る必要がある。離島地域は観光資源が豊富という利点を持ち合わせており、観光・リゾート産業は離島地域の自立的発展の先導的役割を担う産業として重要であることから、当該特例措置を講じることで離島地域における旅館業等の立地を促進する。</p> <p>(2) 施策の必要性 沖縄県の離島の振興については、これまで沖縄振興計画等に基づき、各種基盤整備及び産業振興施策等を推進することにより、相応の成果を上げてきたが、離島の持つ地理的、自然条件等の不利性などから、本島との間には依然として格差が存在するほか、若年層の島外流出や高齢化の進行等により地域活力の低下が懸念されるなど、多くの課題を抱えている。 厳しい状況にある沖縄県の離島において、各種産業活動の活性化、雇用の場の創出を図るため、本特例措置を講ずることにより、法人や個人の設備投資を行う事業者を対象に投資を誘発させるインセンティブを与えることが必要である。</p>	
本要望に 対応する 縮減案		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	内閣府本府政策評価体系 【政策】11 沖縄政策の推進 【施策】①沖縄政策に関する施策の推進															
	政策の達成目標	離島地域の自立的発展の先導的役割を担う観光・リゾート産業等の進行、若年層の就労の場の創出等による離島地域の活性化を図るため、離島地域における旅館業用建物等の立地を促進する。															
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	平成34年3月31日までの5年間															
	同上の期間中の達成目標	離島地域の自立的発展の先導的役割を担う観光リゾート産業等の振興、就労の場の創出等による離島地域の活性化を図るため、離島地域における旅館業用建物等の立地を促進する。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>宿泊施設数</th> <th>収容人員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当初値(平成26年度)</td> <td>1,544</td> <td>38,188</td> </tr> <tr> <td>目標値(平成33年度)</td> <td>1,671</td> <td>41,325</td> </tr> <tr> <td>差引</td> <td>127</td> <td>3,137</td> </tr> </tbody> </table>		宿泊施設数	収容人員数	当初値(平成26年度)	1,544	38,188	目標値(平成33年度)	1,671	41,325	差引	127	3,137			
	宿泊施設数	収容人員数															
当初値(平成26年度)	1,544	38,188															
目標値(平成33年度)	1,671	41,325															
差引	127	3,137															
有効性	政策目標の達成状況	離島の宿泊施設数及び収容人員数は順調に増加していることから、本特例措置制度は、企業の進出等において不利な条件を抱える離島地域への民間企業の立地等の促進に向けた有効な手段である。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>宿泊施設数(軒)</th> <th>収容人員数(人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当初値(平成24年度)</td> <td>1,388</td> <td>37,946</td> </tr> <tr> <td>実績値(平成26年度)</td> <td>1,544</td> <td>38,188</td> </tr> <tr> <td>目標値(平成28年度)</td> <td>1,030</td> <td>37,143</td> </tr> <tr> <td>目標値との差</td> <td>514</td> <td>1,045</td> </tr> </tbody> </table>		宿泊施設数(軒)	収容人員数(人)	当初値(平成24年度)	1,388	37,946	実績値(平成26年度)	1,544	38,188	目標値(平成28年度)	1,030	37,143	目標値との差	514	1,045
		宿泊施設数(軒)	収容人員数(人)														
当初値(平成24年度)	1,388	37,946															
実績値(平成26年度)	1,544	38,188															
目標値(平成28年度)	1,030	37,143															
目標値との差	514	1,045															
要望の措置の適用見込み	平成29年度～33年度までの5年間で各年5件の適用を見込んでいる。																
要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	本特例措置制度により、離島の宿泊施設数及び収容人員数は順調に増加していることから、本特例措置制度は、企業の進出等において不利な条件を抱える離島地域への民間企業の立地等の促進に向けた有効な手段である。																
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	該当なし															
	予算上の措置等の要求内容及び金額	事業税、不動産取得税及び固定資産税の課税免除又は不均一課税に対する地方交付税による減収補てん															
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—															
	要望の措置の妥当性	遠隔性、散在性、狭小性等の条件不利性を抱え、離島の中の離島であるなど、より厳しい状況にある沖縄県の離島においては、各種産業活動の活性化、雇用の場の創出のため、法人や個人の設備投資を行う事業者を対象に投資を誘発させるためのインセンティブを与えることが必要であることから、これを実現する施策として、本特例措置は妥当なものである。 離島振興策の他の支援措置としては、公共事業等を行っているが、それは行政に対する支援であり、直接民間需要を喚起、雇用を創出する本特例措置との明確な役割分担はなされている。 また、今回の特例措置の要望は全業種を対象としているものではなく、離島振興に特に重要な旅館業を対象としていることから、必要最小限の措置である。															

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>平成 24 年度実績: 878 千円          平成 25 年度実績: 8,132 千円          平成 26 年度実績: 0円</p>															
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	<p>平成 24 年度実績: 878 千円          平成 25 年度実績: 8,132 千円          平成 26 年度実績: 0円</p>															
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>沖縄県の離島は、遠隔性、散在性、狭小性の条件不利性を抱え、離島の中の離島でもあるなど大きなハンディキャップを背負っていることから、もともと企業立地のポテンシャルが低く、多くの実績が見込める地域ではない中で、本措置制度により、離島の旅館等の施設数、収容人員数は順調に増加していることから、企業立地促進に効果がある制度となっている。</p>															
<p>前回要望時の達成目標</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>宿泊施設数(軒)</th> <th>収容人員数(人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当初値(平成 24 年度)</td> <td>1,388</td> <td>37,946</td> </tr> <tr> <td>実績値(平成 26 年度)</td> <td>1,544</td> <td>38,188</td> </tr> <tr> <td>目標値(平成 28 年度)</td> <td>1,030</td> <td>37,143</td> </tr> <tr> <td>目標値との差</td> <td>514</td> <td>1,045</td> </tr> </tbody> </table>		宿泊施設数(軒)	収容人員数(人)	当初値(平成 24 年度)	1,388	37,946	実績値(平成 26 年度)	1,544	38,188	目標値(平成 28 年度)	1,030	37,143	目標値との差	514	1,045
	宿泊施設数(軒)	収容人員数(人)														
当初値(平成 24 年度)	1,388	37,946														
実績値(平成 26 年度)	1,544	38,188														
目標値(平成 28 年度)	1,030	37,143														
目標値との差	514	1,045														
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>離島の宿泊施設数及び収容人員数は順調に増加していることから、本特例措置制度は、企業の進出等において不利な条件を抱える離島地域への民間企業の立地等の促進に向けた有効な手段である。</p>															
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>平成 9 年度 制度創設          平成 14 年度 適用期限 5 年延長          平成 19 年度 適用期限 5 年延長          平成 24 年度 適用期限 5 年延長</p>															
<p>ページ</p>	<p>7—3</p>															